

美容医療に関する問題事例や課題 解決に向けた取組等について

日本美容外科学会JSAPS

事例から見る課題 下眼瞼手術のケース

患者（40代女性）はクーポンサイトで見つけたクリニックに美顔の治療を希望して受診
→美容医療の入口が美容院、グルメなどと同列の感覚

20代のカウンセラーが対応し「希望した美顔治療はあなたには適さない。下眼瞼のたるみをとるべき」という説明を受ける。
→無資格で治療方針の決定

「私も自分の母も受けた。普段はできないが、今日は予約があいたのでできる。価格も割引が適応される。」
→強引な勧誘。（背景には医療機関という信用があり「営業」としてはやりやすい環境にある）

勧められるままに同日に施術を受けた。
→十分な説明がない。

鎮静剤の投与を受け、どこをどうしたかわからないが寝ている間に希望の美顔治療もやっておいたと言われた。
→自分の受けた治療や材料について理解していない。

術後、下眼瞼の左右差があり相談したところ、「取り足りないですね。麻酔費用5万円で修正します」といわれ手術を受けた。帰宅途中のホームで下を向いたところ、びっくりするくらい出血し、驚いて連絡した。「ガーゼでも当てておいてください」といわれた。

その後、眼がごろごろするなどの異物感、引きつれや疼痛が続き、連絡すると「どこの眼科でも診られるから好きなところに行きなさい。また、こちらから連絡する」といわれた。怖くて行きたくない。その後もクリニックからの連絡なし。

→不誠実な対応。

脂肪吸引の手術後に患者死亡、「美容整形外科」の医師を書類送検

顔の脂肪吸引手術後に内出血し、死亡した男性患者に対し、適切な対応を怠っていたとして、大阪府警は15日、美容整形外科に勤務していた医師の男（37）を業務上過失致死容疑で書類送検した。府警は、刑事処分の判断を地検に委ねる「相当処分」の意見を付けた。



大阪府警察本部

発表では、医師は昨年4月29日午後、大阪市北区の美容整形外科クリニックで北九州市の男性（当時48歳）に頬などの脂肪を吸引する美容外科手術を実施。手術後に内出血した男性が窒息死する恐れを認識できたのに、適切な医療措置を受けるよう指示する義務を怠り、翌30日に自宅で顔や首から内出血させて窒息死させた疑い。調べに容疑を否認している。

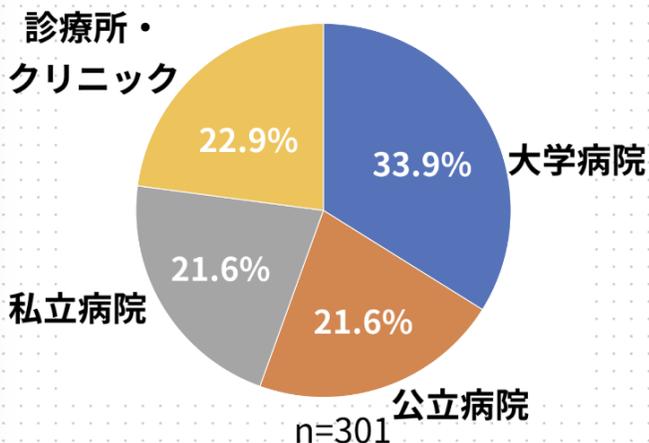
府警によると、男性は帰宅後、顔が腫れ、首が変色しているのに気づき、医師にSNSで写真を送信。翌30日午前には「呼吸が苦しい」と伝えたが、医師は「気道が問題なければ大丈夫」「内出血は必ず引く」とのメッセージを送った。

男性はその後、容体が悪化し、同日夕、自宅で死亡が確認されたという。

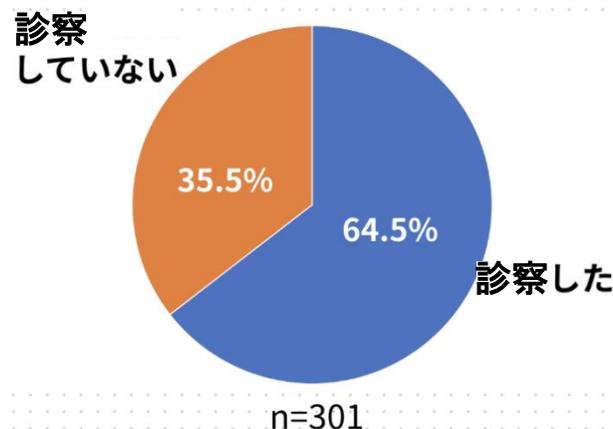
当学会で把握している美容外科関係の現状 合併症について

- 日本形成外科学会会員（約5000人）に対してアンケート調査
- 301の回答数（約8割が病院）
- 64.5%が美容医療の合併症を診察
- 約10%の会員は毎月1件以上美容合併症を診察

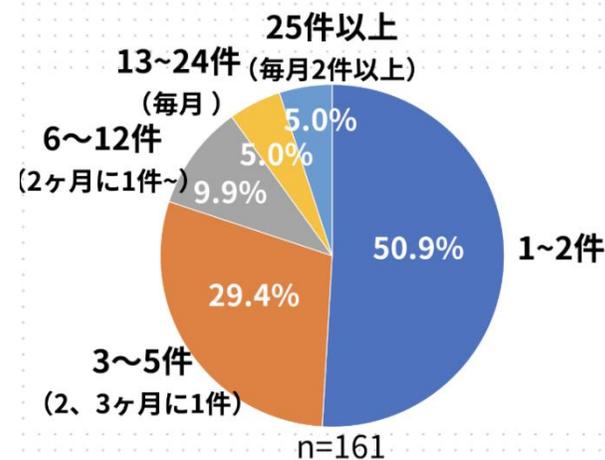
貴方が主に勤務
されているご施設は？



過去1年間に貴施設で
美容合併症を診察しましたか？



過去1年間に診察された
美容合併症の症例数は？



臨床研修後の不適切な教育・学習環境

・売り上げ至上主義クリニックにおける価値観: **稼げる医師 = 優秀な医師**

彼らの観察可能な
パフォーマンス²⁾
(直接評価・代替評価)



① **強引に診療契約を締結**

② **高額な治療に誘導: 'オプション設定'**

③ **不必要な治療を追加: 'アップセール'**

患者に対する不誠実さ、自己の利益優先の不適切な学習環境に起因した行動。

行動観察から不足すると推測される資質・能力: **プロフェッショナリズム**

1) 細川瓦.美容医療の問題点.雑誌「形成外科」2019年 62巻11号(克誠堂出版) <https://minato.jcho.go.jp/news/美容医療の現状分析と健全化のための提言/>

2) 松下佳代.パフォーマンス評価による学習の質の評価-学習評価の構図の分析に基づいて-京都大学高等教育研究第18号(2012) https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/169740/1/07_matsushita.pdf

当学会で認識している課題

医師の資質と資格・教育環境

日本の美容医療は、形成外科専門医や皮膚科専門医だけでなく、様々な背景を持つ医師が診療をおこなっている。

医師の個人輸入による未承認医薬品・医療機器の使用

安全性と有効性が公的に確認されていないものが、通常診療で多く使用されている。合併症、有害事象の原因となる可能性がある。

未承認機器治療の学習の場がすくない。

美容外科の専門医が国民から分かりやすい名称で広告可能とされていない

良識が疑われる美容医療についての広告宣伝の氾濫

当学会での課題解決に向けた取組

- 2016年9月：JSAPS理事長から厚生労働副大臣宛に「美容医療の健全化に関する要望書」を提出。
- 2017年より：全国美容医療実態調査を実施、公表。
- 2019年4月：JSAPSによる「非吸収性充填材による豊胸術に関する共同声明」を記者発表。
- 2019年4月：美容医療に関する厚生労働科学特別研究事業。JSAPS理事長が代表研究者。
- 2020年及び2022年：学会合同美容医療診療指針の作成

日本形成外科学会（JSPRS）、日本皮膚科学会（JDA）、日本美容外科学会（JSAPS）、日本美容皮膚科学会（JSAD）、日本美容外科学会（JSAS）

当学会からの美容医療の適切な実施に向けた提言

- 形成外科専門医は、合併症の予防や修復治療の能力を有する専門医である。
- 日本形成外科学会や日本美容外科学会（JSAPS）が教育や専門医制度などで質の管理をおこなう。
- 美容外科専門として国民から美容外科を提供する最低限の研修を受けた医師であることが分かるよう、他の公的専門医と同様に形成外科専門医を有するJSAPS専門医を認定。
- 新専門医制度により基本領域の診療科が広告可能となっているが、今後、美容外科の適切なサブスペシャリティ専門医が広告可能となれば、患者が医師を選択する際の参考になる。

当学会からの美容医療の適切な実施に向けた提言

- 行政が適切な監督管理を行うには美容医療の提供体制の実態・仕組みなどの把握・理解が必要。
- 公的医療機関による美容医療の提供など。
- 未承認医薬品等の使用に関して、必要なものは学会等で推奨する仕組みやガイドラインの作成。基本は承認品とすることで、製造企業の情報提供、品質管理、教育などを行政が指導する。
- 学会による、承認機器（レーザー、光治療、マイクロ波治療等）・未承認機器（高周波、超音波治療機）の安全使用のための講習の実施

当学会からの美容医療の適切な実施に向けた提言

- 適切な報道などによる啓蒙、広告に関する管理
(SNSを過信しない)
- 診療の指針に加えて運営方法に関するガイドラインの
作成と遵守機関の公表
- 合併症の現状把握、医療安全の報告体制の周知、徹底
- 消費者庁による消費者保護法制の周知